

平成28年11月30日

長久手市議会副議長 岡崎つよし

議員派遣結果報告書

平成28年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
長久手市議会議員研修
- 2 目的
議員の資質及び政策形成能力の向上
- 3 派遣場所
長久手市役所
- 4 期間
平成28年10月11日（火）
- 5 派遣議員
全議員
- 6 概要
演題 委員会制度・運営の理論と実務
講師 株式会社地方議会総合研究所所長 廣瀬和彦氏

(1) 委員会の種類と役割

委員会は、効率的な審査を行うために設置するものである。

常任委員会の設置数は、人口5～10万人の市で平均3.3委員会であり、専門的詳細な審査をするためにはある程度の委員会数が必要である。

特別委員会は、議会が特定の付議事件を審査又は調査するために必要があると認めるときに、その都度議会の議決で設置される委員会である。そのため、予算、決算特別委員会や議会だより編集特別委員会は、常任委員会化することが適法であり適当である。

(2) 委員の選任・辞任・所属変更・任期

手続きには、議長の権限で行う方法と、開会中は議会の権限、閉会中は議長の権限で行う方法の2つがある。

常任委員の任期は、最低2年必要である。

(3) 所管事務調査権

所管事務調査とは、所管する事務に対して有する調査権である。議会開会中のみ行えるが、閉会中の継続調査申出書を議会に諮ることで閉会中も調査ができる。

活用方法としては、特に力点を置く所管事務事項を2～3個選定し、市の現状や課題・問題点を見つけ出し、その解決策として先進地視察や、執行機関からの説明や学識経験者や住民等から情報収集を行い、委員会において委員間討議を行う。その後委員会として調査に対する取りまとめを行い、本会議において報告をして、それを踏まえた提言や要望は委員会提出の決議として本会議において議決して執行機関に提言・要望として提出する。提言・要望を行ったらそれで終了ではなくフォローアップをすることが大切である。

(4) 委員会の運営

委員会の招集は、地方自治法に規定がないため、委員会条例に規定されており、委員長が招集することができる。

委員会の会議時間は規定されていないため、本会議に準じて運用する方法と本会議の会議時間とは関係なく委員会の審査・調査を進める方法がある。

(5) 閉会中の継続審査

自治法 109 条 8 項「委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中もなおこれを審査する」とある。継続審査の諮り方としては、次の定例会まで継続審査とする方法と審査終了まで継続審査とする方法の2つがある。

(6) 委員派遣

委員派遣中に不適当な言動があった場合でも懲罰の対象になる。委員会の発言の取り消しについては、その日中に処理をしなければならない。

7 感想

さまざまな市議会の実例を示していただきながらの講義であったため、委員会制度についてより理解を深めることができた。長久手市議会においても、違法ではないが適当ではないと指摘された点がいくつかあった。今回の研修を受けて、改善すべき点については今後議論していきたいと思う。

また、委員会の発言の取り消しについては、その日中に処理をしなければならないため、後日の発言訂正は出来ないとのことであった。議員は不適当な言動に気をつけることが大切であると感じた。

平成28年11月30日

長久手市議会議長 伊藤祐司

議員派遣結果報告書

平成28年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

1 件名

第11回全国市議会議長会研究フォーラム

2 目的

議会の機能向上策の研究

3 派遣場所

静岡県静岡市

4 期間

平成28年10月19日（水）から10月20日（木）までの2日間

5 派遣議員

議長

6 概要

(1) 基調講演「二元代表制と議会の監視機能」

大森 彌氏 東京大学名誉教授

1 二元代表制—憲法要請

2 二元代表制に内在する対立の契機

3 議事機関と執行機関の抑制均衡

- ・ 検査、調査、議決、承認、同意、採択請願送付、不信任議決
- ・ 議会招集、予算編成・議案提出、専決処分、再議・再選挙、議会解散

4 議会総務委員会での集中審議

5 100条調査

についてお話をされ、別々の公選で選ばれているとはいえ、議会と首長との力関係では、圧倒的に首長に権限が与えられているので首長が優位であり、合議体の議事機関

として議会の役割を発揮するためには、「チーム議会」として意見や議論を一つの意見に集約して提言し、対抗することが必要であると説かれた。

(2) パネルディスカッション「監視権の活用による議会改革」

コーディネーター 江藤俊昭氏 山梨学院大学大学院研究科長・教授
パネリスト

齋藤 誠氏 東京大学大学院法学政治学研究科教授

- ・ 監視権を活用するための制度、法整備の必要性
- ・ 行政評価は自治法には限定されない
- ・ 基本的な計画（総合計画、基本構想等）の条例化の必要性

を説かれた。

土山希美枝氏 龍谷大学政策学部政策学科教授

- ・ 政策提案もその前提として監査があつてこそ
- ・ 非日常としての100条調査
- ・ 一般質問・質疑などでの議員の争点提起から、委員会・議会への調査にどうつなげていくかが大事

を説かれた。

谷 隆徳氏 日本経済新聞編集委員兼論説委員

- ・ 決算重視の議会活動で事務事業評価の重要性高まる（市民にPRする好機）
- ・ 通年議会の検討を

を説かれました。

栗田裕之氏 静岡市議会議長

- ・ 静岡市議会の取り組み
議員発議条例の中に執行部の状況報告義務を記す等

を報告された。

(3) 課題討議「監視権を如何に行使すべきか」

コーディネーター 佐々木信夫氏 中央大学経済学部教授

- ・ 「地方議員の逆襲」に期待する
自ら考え・自ら決める議会へ
政策に強い議員へ
全国一律の議会制度の必要性はない

事例報告者

佐賀和樹氏 藤沢市議会前副議長

- ・ 100条委員会調査からの議会改革
議員間討議の始まり
市議会の創意形成

井上直樹氏 和歌山市議会議会運営委員会委員長

- ・ 付属機関への参画と監視機能
いち早く行政の方向性が把握できる
ただし、今後の方向性は検討中。

嶋崎健二氏 日田市議会議長

- ・ 地方創生に関する政策提言
議会報告・意見交換会による意見聴取
委員会ごとに意見集約
市議会として提言実施
が報告された。

7 感想

今、市民の中では議会に対しての意識が希薄であると感じる。

議会が二元代表制の一方でありながら首長優位といわれる中、果たして現状で民意を汲み、住民福祉の向上に議会活動が評価されているといえるのかが問題点として提起され、それに対して改革意識を持つことが重要であると考ええる。

合議体である議会が最も力を発揮するのは、オール議会としての意志を提言することが大事であり、そのためには、調査・検討・議論をしっかりとこなうチーム議会としての活動が必要であることには賛同するところである。そして議事機関といわれる議会が市民の信頼を得る議会活動をするには、一つとして行政の監視機能の充実が必要であることにも同感である。

他市の多くの実例を参考にしながら、より良い議会活動ができるようにさらなる監視機能充実に努め、皆で政策提言できるよう改革を推進していかなければと考える。

平成28年11月30日

議会運営委員会委員長 加藤和男

議員派遣結果報告書

平成28年第3回長久手市議会定例会において議決された議員派遣について、下記のとおり報告します。

記

- 1 件名
議会報告会
- 2 目的
議会活動の報告
- 3 派遣場所
長久手市役所
- 4 期日
平成28年11月5日
- 5 派遣議員
全議員
- 6 概要
8：50 集合、会場準備
10：00～ 議会報告会
10：00～10：40 一部 常任委員会報告 参加者12人、
3常任委員会の報告
10：50～11：40 二部 意見交換会（3常任委員会分科会方式）
 - ・総務 市役所庁舎等公共施設及び消防広域化 参加者3人
 - ・教育福祉 子育て支援及び高齢者福祉 参加者4人
 - ・くらし建設 安心安全なまちづくり及び古戦場再整備事業 参加者2人11：45～12：20 片付、解散
アンケート 9人提出

7 所感

一部の常任委員会報告は、各常任委員会10分以内としており、時間通りに終わったが、質疑応答の時間を取ってほしいとの意見が出た。今後の課題としたい。

二部の意見交換会は、各委員会でテーマごとに活発な意見が出ていたが時間が短く感じられた。また、意見交換の終了後各意見のまとめを報告した。

今回の議会報告会の市民の参加人数が12人と少なかった。この時期はいろんな行事が重なった件もあり、日程及び内容を考える必要があると思われる。